

東日本大震災により被害を受けた方へ 所得税や市県民税の軽減などの措置をご存じですか？

東日本大震災により、住宅や家財などに損害を受けた方は、雑損控除が災害減免のどちらか有利な方の適用を受けることができます場合があります。また、東日本大震災により生じた損失について、平成22年分または平成23年分のどちらかを選択して、雑損控除あるいは災害減免の適用を受けられるようになりました。

雑損控除って？

納税者本人またはその方と生計を共にする配偶者やその親族で、その年中の総所得金額等の合計額が38万円以下の方が所有する住宅や家財について、災害または盗難もしくは横領により、損害を受けた場合に受けられる所得控除のことです。

次のA、Bいずれか多い金額が雑損控除額になります。

- A (差引損失額) - (総所得金額等) × 10%
- B (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

用語解説

- ・ 差引損失額 = 損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金などにより補てんされる金額
- ・ 損害金額とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額
- ・ 災害関連支出の金額とは、災害により滅失した住宅、家財などを取り壊しまたは除去するために支出した金額など

災害減免って？

災害によって受けた住宅や家財の損害金額(保険金などにより補てんされる金額を除きます)がその時価の2分の1以上で、災害に遭った年の所得金額の合計額が1,000万円以下の時に於いて、その災害による損失額について雑損控除を受けない場合は、災害減免法によりその年の所得税が次のように軽減されるかまたは免除されます。

所得金額の合計額	軽減または免除される所得税の額
500万円まで	所得税の額の全額
500万円～750万円	所得税の額の2分の1
750万円～1,000万円	所得税の額の4分の1

▶ 問い合わせ

- ・ すでに平成22年分の所得税の確定申告書を提出された方、またはこれから確定申告書を提出する方は行田税務署 ☎556-2121 (音声案内)
- ・ 平成23年度(平成22年分)市・県民税の申告のみをされる方は税務課市民税担当(内線231、232)

ご利用ください コンビニ納税

4月からコンビニエンスストアでも市税を納付できるようになりました。休日・夜間、時間を問わず納付できますので、ご利用ください。

なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いができない場合がありますので、ご注意ください。

▼ 問い合わせ 税務課収納担当 (内線 2306・2307)

お詫びと訂正

4月28日付で発送しました、平成23年度軽自動車税納税通知書の軽自動車税納税証明書(継続検査用)に記載誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

(誤) 車両(標識)番号欄が*となつて
いるもの及び金融機関の領収日付印
のないものは納税証明書として使用
できません。

(正) 有効期限欄が*となつているもの
及び金融機関の領収日付印のないも
のは納税証明書として使用できませ
ん。

ご迷惑をお掛けしましたことをお詫び
申し上げます。

▼ 問い合わせ 税務課市民税担当 (内線
23010)

不用品情報

市では、資源の有効利用とごみの減量を図るため、まだ使えるものの仲介を行う不用品登録制度を実施しています。品物は無料。登録期間は3カ月です。

◎ さしあげます

- ▽ テレビボード (コーナー用) ▽ 食卓いす (乳幼児用・低) ▽ パイプベッド ▽ 果実酒びん ▽ コーヒーメーカー ▽ 調理ポット ▽ フードストッカー ▽ 湯たんぼ (乳幼児用) ▽ 歩行器 ▽ ベビーベッド ▽ 洋服たんす ▽ 子ども用剣道防具 ▽ 石油ファンヒーター ▽ 本棚(小)
- ▽ プランター ▽ テーブル(低) ▽ 電子レンジ ▽ いす(学習机用ピンク) ▽ エアコン ▽ フール(子ども用) ▽ 電機掃除機

◎ ゆずってください

- ▽ 自転車 (大人・折りたたみ) ▽ インターホン (カラーモニター付き) ▽ テレビ(地デジ) ▽ テーブル(キャスター付き)
- ▽ うす・きね一式 ▽ トレーニングマシン ▽ 石油ストーブ ▽ 水槽 ▽ 電子ドラム ▽ カメラ (一眼レフ・デジタル)
- ▽ 将棋セット ▽ 囲碁セット ▽ 整理たんす ▽ カラオケセット ▽ 芝刈り機 ▽ ミシン (家庭用・職業用) ▽ こたつセット ▽ 人体模型 (被服用) ▽ 家庭用耕運機 ▽ 車いす ▽ マイクローレーダー

▼ 問い合わせ 環境課環境業務担当

☎556-9530

【FAX】553-0792